~ 国際研究 ~

平成 25 年度日本・ネパール司法制度比較共同研究

国際連合研修協力部教官 廣瀬裕亮 国際協力部教官 横幕孝介

第1 はじめに

2013 年8月21日(水)から同年9月4日(水)までの間、東京都府中市にある国連アジア極東犯罪防止研修所(United Nations Asia and Far East Institute for the prevention of crime and the treatment of offenders,以下「UNAFEI」という。)において、ネパール検事総長府(Office of Attorney General)検事ら7名を対象に、起訴状の記載、証拠収集手法及び証拠評価を主要なテーマとして、平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究(以下「本件研究」という。)が実施された。

本件研究は、UNAFEIと法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)との共催により、ネパール検事総長府カガラ・パウデル検事ら7名を研究員として招へいして実施したものである(なお、本件研究の研究員及び日程の詳細については、末尾に添付した資料を参照していただきたい)。

第2 本件研究実施に当たっての背景

ネパールでは、2008年5月に王政廃止とともに連邦民主共和制への移行が宣言され、以降、憲法制定作業や、基本法制の近代化に向けた「ムルキアイン法典」(19世紀に制定された民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法を包摂する基本法典)

の分割・編纂・改正作業が進められてきた1。

こうしたネパールの動きを受け、日本政府は、ネパールに対し、民主化に向けた支援として、2009年から、独立行政法人国際協力機構(JICA)による民法草案起草等の支援を、刑事司法分野においては、2010年以降、毎年、国別の本邦研修や招へい検察官との共同研究、現地セミナー等の枠組みによる支援を、それぞれ実施してきた²。

刑事司法分野における支援は、ネパールの刑事司法が抱えている訴訟遅延及び「不処罰」(impunity)³問題の克服に向けて、ネパール側からの要望を受け、ネパールと日本の刑事司法制度に関する相互理解を深め、今後のネパールの刑事司法改革・改善に役立てることを目的とし、これまで、ネパール最高裁判所、ネパール検事総長府検事等の職員を対象に、ネパールの刑事司法制度に関する喫緊の改革を要するテーマを設定して実施してきたものである⁴。

 $^{^1}$ その後, 2012 年 5 月に制憲議会が解散されたため,新憲法,各法律の制定には至っていない (2013 年 10 月末現在)。 2 2010 年は JICA 主催による UNAFEI と ICD 合同での本邦研修の枠組み,2011 年からは ICD 主催による招へい検察官との共同研究や現地セミナーの枠組みで,それぞれ実施している。

³ 犯罪者が適正に処罰されずに野放しになっていること を意味する。

⁴ これまでの本邦研修あるいは共同研究におけるテーマは、「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」、「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」等である。

第3 本件研究プログラム

1 概要

本件研究においては、事前に提出されたネパール 検事総長府側からの要望を受けて、ネパールの実務 において、必要以上に長大なものになりがちとされ る起訴状の記載、ネパールではまだ脆弱とされる科 学的捜査を中心とした証拠収集手法、的確な立証に 向けた証拠評価を主要なテーマとし、他にネパール 側の関心の高かった犯罪白書の作成趣旨、作成手法 もサブテーマとしてプログラムに組み入れた。また、 本件研究については,UNAFEI における第 155 回国 際研修がとそのテーマを共通にする部分があったた め、前記研修の一部と本件研究とを同時開催するこ ととし, 本件研究のうち, 特に有用と解された日本 の刑事司法制度や科学的捜査手法に関するプログラ ムの相当部分については、前記研修における講義や 見学等に合同参加することとし、起訴状の記載、証 拠評価,犯罪白書の作成といった本件研究固有のテ ーマについては、独自のプログラムとして実施する こととした。このほか、谷垣禎一法務大臣への表敬 訪問, 西川克行法務事務次官主催による招宴など, 前記研修と同時開催したことによって本件研究生に とって大変貴重な経験となる機会を得ることができ たが、以下には、本件研究のテーマに沿って、主な ものに触れることとしたい。

2 第 155 回国際研修に合同参加したプログラム

(1) CJSJ("Criminal Justice System in Japan") 講義 導入として、警察、検察、裁判、矯正、保護の 各分野出身の UNAFEI 教官による CJSJ と題する 講義が実施された。各講義はいずれもその名のと おり、日本の刑事司法制度を、それぞれの立場か

⁵ 第 155 回国際研修は、2013 年 8 月 21 日 (水) から同年 9 月 27 日 (金) までの間、UNAFEI 施設において、"Effective Collection and Utilization of Evidence in Criminal Justice" (刑事事件における効果的な証拠収集及び立証)とのテーマの下、アジア、オセアニア、アフリカ、南アメリカなどの諸地域からの海外参加者 17 名、日本人参加者 7 名の合計 24 名で実施された。

ら概観するものであったが、警察出身の小栁津直 哉教官からは、警察庁と都道府県警察との関係、 日本の警察捜査の特色、弱者に対する犯罪の増加 への対応といった今後の課題等について、検察出 身の三尾有加子教官からは、検察官の資格、役割、 検察庁の組織、警察と検察の協力関係、捜査から 事件処理までの流れ等について、裁判出身教官の 廣瀬からは、日本の刑事司法制度の歴史的経緯、 裁判所の構成、裁判官の地位、刑事裁判の基本原 則、手続、事実認定の考え方等について、検察出 身の岩下新一郎教官からは、証拠調べの方法、自 由心証主義、自自法則、伝聞法則等の証拠法に特 に焦点を当てた講義がそれぞれなされた。また、 矯正出身の永井亨教官からは、日本における矯正 施設や職員,収容者の概況,受刑者に対する処遇, 更生に向けた取組,民間資金等を活用した刑務所, 施設不足といった課題等について、保護出身の田 代晶子教官からは、地域社会に根ざした更生保護 の実現という観点から、保護制度の沿革、各施設、 民間を含めた関係者の概要、保護観察制度や仮釈 放制度の概要,再犯防止に向けた取組等について, それぞれ講義がなされた。

これらの講義によって、研究員は日本の刑事司 法制度全般に関する知識を効率的に吸収する機会 を得られた。研究員からは、「汚職事件は警察や検 察とは異なる機関が捜査するのか」、「不起訴とし た場合に被害者はどのように救済されるのか」と いった捜査実務に関わる質問や裁判員制度に関す る質問だけでなく、特にネパールでは更生保護に 関する制度が存在しないためか、保護観察制度の 問題点を尋ねる質問がなされるなど、保護につい ての関心も高いようであった。

(2) Ad hoc 講義⁶

Ad hoc 講義としては、効果的な証拠収集という

⁶ UNAFEI 用語。国内専門家講師のことをこのように呼称する。

観点から、次のとおりの国内外部講師による講義 を合同受講した。①警察庁刑事局犯罪鑑識官付課 長補佐伊澤清司氏による「日本警察の現場鑑識活 動」においては、実際に担当された非現認の強盗 殺人事件を題材に、具体的な捜査経過について触 れながら、科学的捜査手法を駆使して被疑者特定 に至った過程、被疑者に最初に接触するタイミン グの判断の難しさ、その後検察官の指揮を受けな がら強制捜査に着手するまでの苦労、特に被疑者 逮捕のために十分な証拠を収集した状況等につい て御講義いただいた。警察大学校取調べ技術総合 研究・研修センター教授田崎仁一氏からは、「日本 警察の取調べ手法」をテーマに、警察庁において これまで属人的に習得、伝承されてきた取調べ技 術を体系的、組織的に収集、教育する観点から、 現在、取調べの手引きの作成に着手しており、一 部は既に完成していること, 手引きの作成に際し, 協力的な関係者からより多くの的確な情報を収集 するための心理学的知見に基づいた取調べ技術を 導入したことなどについて、御講義いただいた。 さらに、東京慈恵会医科大学教授岩楯公晴氏から は、「日本の法医学」をテーマに、身元不明の変死 体が発見された例に沿って、個人識別、死亡推定 時期、死因を特定する過程で必要とされる法医学 の知識等について分かりやすく説明がなされたほ か、解剖医として解剖結果から判断できることの 限界等について御講義いただいた。

これらの講義においても、本件研究員を含む参加者からは、強盗殺人事件における捜査態勢の規模、警察から検察への事前相談の仕方等の警察と検察の協力体制、取調べにおいて被疑者が黙秘権を行使した場合の対応、解剖時における消極的な所見の取扱いなど、実際の捜査の実務に即した質問がなされ、これらのテーマに対する関心の高さが窺われた。

(3) 見学·訪問

見学・訪問プログラムとして,科学警察研究所, 警視庁捜査支援分析センター及び東京地方検察庁 見学に参加した。科学警察研究所では、各都道府 県警察の科学捜査研究所等で活用されている科学 捜査技術の基礎研究を行っているとのことであり, 今回の見学では,筆跡鑑定,声紋鑑定, DNA 型鑑 定, 画像鑑定, 薬物鑑定等の科学的捜査手法一般 について説明いただいたほか、残響を操作できる 実験室、燃焼実験室等を見学した。警視庁捜査支 援分析センターは、情報技術を駆使して犯人検挙 に向けた捜査を支援する部署とのことであり、防 犯カメラの映像の収集・活用を通じて犯人検挙に 至った実際の捜査例や、汚損・水損等された携帯 電話機内蔵のデータ復元作業等について説明いた だいた。このほか、東京地方検察庁見学では、伊 丹俊彦検事正を表敬訪問したほか、田野尻猛総務 部副部長から組織構成等についての概要説明を受 け、続いて模擬取調室、証拠品や刑事記録の保管 庫等を見学した。研究員らは、いずれにおいても、 各訪問先での説明に深く聞き入り、「DNA 型鑑定 にはどれくらいの時間がかかるのか」、「データベ ースはいつまで保存されるのか」、「証拠品の保管 は警察の責任で行っているのか、検察の責任で行 っているのか」、「対象がハードディスクの場合、 オリジナルを押収するのか、複製データを押収す るのか」といった実際の運用に関する質問がなさ れるなど、やはり日本における捜査手法に対する 関心の高さが窺われた。

3 本件研究独自のプログラム

(1) 公開講演

本件研究独自のプログラムの導入として、 UNAFEI 関係者だけでなく、保護司アジ研協力会、 矯正研修所、アジア刑政財団等からも聴講者を募り、UNAFEI 講堂において、本件研究員バラット・ ラル・シャルマ氏及びサンジェブ・ラジュ・レグ

ミ氏 (いずれもネパール検事総長府検事) から, 「ネパールの検察、証拠収集、起訴状の現状」を テーマに公開講演を実施した。その中で、ネパー ルでは, 捜査は原則として警察が行い, 検察官は 自ら捜査を行わないこと、検察官のみが起訴権限 を有するが起訴猶予の制度はないこと、検察官は 起訴状とともに全ての記録を裁判所に提出するこ と,被疑者勾留の段階から公判まで同一の裁判官 が担当すること、起訴状には犯罪事実の詳細に加 えて証拠やその評価に関する主張、量刑に関する 事実についても記載すること, いったん起訴状が 裁判所に提出されると内容を変更できないことな どについて説明がなされた。また、課題として、 捜査が供述証拠の獲得に頼る傾向があること、時 間不足等から検察官が証拠を精査せずに起訴する 例が少なくないこと,不起訴率が極めて低いこと, 起訴状の記載が事実や証拠の吟味を経ない冗長な ものとなっていること、有罪率が低いことなどに ついて言及がなされた。



公開講演の様子

(2) 講義

本件研究の主要課題であった起訴状に関するプログラムとして、まず、廣瀬から、「起訴状一本主義」をテーマに、日本の現行刑事訴訟法制定の歴史的経緯、予断排除の原則やその趣旨、その制度的担保等についての講義がなされた。この点、ネパールでは、上記のとおり起訴状と一緒に全ての証拠が裁判所に提出されるなど職権主義的な側面

を有しており、起訴状一本主義が馴染みの薄い制度であるからか、研究員からは「証拠は起訴状に添付されないのか」、「裁判官が逮捕・勾留に関わることは予断排除の原則に反しないのか」、「新聞報道は予断排除の原則に影響を与えないのか」など、予断排除の原則について多くの質問がなされた。

その後、横幕において、「起訴状の記載・総論」 として、実務に即した観点から、日本の起訴状に ついて講義を行った。その際、冒頭陳述や請求証 拠との関係における起訴状の役割を理解してもら うとともに、具体的なイメージを持ってもらうた め、本件研究開始前に予め配布し、検討してもら っていた模擬記録(住居侵入・窃盗罪。捜査段階 で被疑者が犯人性の否認から自白に転じる事案)⁷ を題材とし、これに関して作成した起訴状、冒頭 陳述要旨、証拠カードを適宜紹介するなどしなが ら説明を行った。

(3) グループワーク

前記の講義の後は、研究員との間で自由な発言・討論が可能なグループワーク方式で進めることとした。「捜査手法と証拠評価」においては、日本における捜査手法の類型や、裁判で立証に使用する証拠を意識しながら捜査を進める日本の検察官の姿勢などを紹介した上、同じ模擬記録を用いながら、提出・不提出証拠のそれぞれの理由、間接証拠によって犯人性を立証する際の証拠の評価の仕方などについて議論した。研究員の多くは、当初、その制度の違いからか、証拠を厳選することの意義をさほど見出さず、例えば犯人性立証の証拠一つをとっても、積極的な意味を有する証拠全てを指摘するなどしていたが、"best evidence"を厳選して裁判所に提出する日本の検察官の姿勢は迅速な裁判の実現にもつながっていることを説

⁷ 国際協力部教官作成に係るもの。

明したところ、強い関心を持って耳を傾けるようになったのは印象的であった。また、「起訴状の記載・各論」においては、殺人、傷害致死、強盗、恐喝、詐欺等の典型的な犯罪類型についての公訴事実の記載例を紹介しながら、各構成要件とその記載方法についての議論を行ったところ、研究員からは、事実の記載方法についての言及だけでなく、例えば強盗罪の成立要件がネパールと日本とでは異なることの説明があるなど、実体法の相違にまで遡って活発な意見交換がなされた。

これらの講義やグループワークを通じて、日本とネパールの制度の相違やその背景についてお互いの理解を深めることができたように思われる。研究員からは、起訴状の実務に関してネパールと日本とでは制度が異なることを踏まえた上で、今回の講義やグループワークを通じて得られた知見を参考に、より犯罪事実を端的に記載する工夫や、立証に必要な証拠として起訴状に引用する証拠については、より厳密な意識で証拠を選別する工夫をしていく余地があるといった感想が聞かれた。



グループワークの様子

(4) 法務省浦安総合センター見学

法務省浦安総合センター見学では、関隆男法務総合研究所研究部長による概要説明の後、石原香代総括研究官から、研究部の人員、職務、犯罪自書作成における各種調査研究の対象、方法、その重要性について、特に犯罪白書における調査・研

究の結果がその後の法務省における再犯防止対策 に活かされたことなどの具体例を交えて分かりや すく講義がなされた。研究員からは、薬物犯罪や 高齢者犯罪が増加している要因について質問がな されるなど、日本の犯罪情勢について関心が示さ れた。その後、同センター内研究部執務室、図書 室、模擬法廷、寮等の施設を見学した。

第4 所感

1 廣瀬

私としては、本件研究の主な目的として、第1に、 今後の共同研究実施の前提として刑事手続全体についての相互理解を深めること、第2に、起訴状の記載と証拠収集・証拠評価というメインテーマについて相互理解を深め、ネパール側に運用改善のための手がかりを与えることを念頭に置いていた。

こちらの感触としては, これらの目的について, 相応の満足を得られたように思う。研究員が、いず れのプログラムにも非常に熱心に聞き入っていたこ とは前述したとおりである。また、グループワーク においても、とても白熱した議論を戦わせることが できたと感じている。その中で、私としても、ネパ ールにおいては、刑事司法制度は当事者主義と理解 されているが、前述のように職権主義的要素も多分 に見られることなどを, 実感をもって理解すること ができた。研究員としても、同じ当事者主義を標榜 する制度でありながら、日本とネパールの起訴状の 情報量には隔絶した違いがあることや、起訴状記載 の情報量の厳選と検察官による適切な証拠選別が日 本での円滑な刑事訴訟運営の要諦となっていること, また、日本の検察官による証拠評価、捜査指揮、警 察との関係構築の在り方などについて、相応の理解 が得られたものと思われる。

なお、UNAFEIで実施した本件研究についてのア ンケート結果によれば、一部施設の訪問を除いて、 グループワークや教官講義、Ad hoc 講義など、すべ てに4段階評価で最上の評価(Excellent)が寄せられている。

話題は逸れるが、本件研究を通じて個人的に深く 感銘を受けたのは、研究員たちの温かい心、気配り である。講義をしても、議論をしても、こちらの発 言に真摯に聞き入り、率直な反応を返してくれるだ けでなく、訪問等においても、常に、運営者である 私たちにとって望ましい動き方はどのようなものか を先回りして考え、行動してくれているのが感じ取 れた。また、初主任教官(Programming Officer)と して不安を抱える私を、常に快活な挨拶や声援で守 り立て、支えてくれた。ネパール司法の今後はなお 予断を許さぬ情勢と仄聞しているが、彼らのような 人々が第一線で司法を運営している限り、事態はや がて好転するものと確信する。

最後に、本件研究は、私にとって、初めて主任教官として担当したプログラムであったため、UNAFEIはもちろん、ICDを始め、関係機関の皆様には、多大なる御迷惑と御心配をおかけしてしまった。皆様の温かい御支援がなければ、本件研究を無事に終えることは不可能であった。この場をお借りして、心から御礼申し上げる次第である。

本当にありがとうございました。

2 横幕

本年度から、ネパール招へい検察官との共同研究に関する事務がICDからUNAFEIに移管されたことに伴い、本件研究は、UNAFEIとICDが共催で行うこととなったが、2週間という期間は共同研究としては比較的長く、これまでと異なり、研究期間中、研究員及びICD職員がUNAFEIの宿泊施設に常時滞在する点、複数の国を対象とするマルチ研修である第155回国際研修と合同して実施する点において、ICDとしては初の試みとなるものであった。

私自身、過去にUNAFEIの研修生として同施設での滞在経験があったものの、当然のことながら教官としてUNAFEIを訪問するのは初めてであり、同行

する担当の主任専門官もUNAFEIでの生活には不慣 れな面もあったほか、本件研究員と第155回国際研 修参加者との関係等、単独での実施の場合とは異な る配慮が必要となる面もあるなど本研究実施に当た っては不安要素もあったが、いざプログラムが始ま ると、2週間という期間はあっという間に過ぎ、本 件研究終了時には、研究員からは、一様に「今回の UNAFEI での滞在は、大変実り多いものだった」、「あ と1週間くらい長くてよかった」との言葉を頂き, ほっと胸を撫で下ろすことができた。これはひとえ に講師の方々、見学・訪問先の方々、通訳の方々の 御協力のおかけで各プログラムを充実したものにで きたからであるのはもちろんのこと,第155回国際 研修参加者と一緒に行われた歓迎会、日本語教室、 卓球大会、バーベキュー大会、本件研究員のための 送別会など, UNAFEI での生活を通じて本件研究員 と第155回国際研修参加者,職員らとの間で交流を 育むことができたことによるところが大きいと思わ れ、そうした環境を含め、研究員らが毎日を過ごす 施設での生活が快適なものになるようUNAFEI職員 の方々らが隅々まで配慮してくださっていたおかげ であると思う。私自身、僭越ながら、個人的にも、 UNAFEI のおもてなしの心が健在であることに改め て嬉しさとともに懐かしさを感じた次第であった。 UNAFEI で過ごした時間は、それら全てが研究員に とって貴重な財産となったのではないかと思うが、 ここでの経験が、少しでもこれからのネパールの刑 事司法実務の改善に役立つことを願うとともに、そ うなるよう今後も引き続きサポートができればと思 う。紙面の都合上、全てを記載することはできなか ったが、この場を借りて、改めて、本件研究に御協 力いただいた関係者全ての方々に御礼を申し上げた い。どうもありがとうございました。

以 上

平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究 研究員名簿 2013.8.21~9.4

	Name 氏名	Title and Organization 所属及び職名			
	Mr. Khagaraj PAUDEL	Joint Attorney			
1		Office of the Attorney General			
	カガラ・パウデル	検事総長府 検事			
	Mr. Rajendra Kumar SHRESTHA	District Judge			
2					
	ラジェンドラ・クマル・シュレスタ	地方裁判所 判事			
	Mr. Bharat Lal SHARMA	Deputy Government Attorney			
3		Office of the Attorney General			
	バラット・ラル・シャルマ	検事総長府 検事			
	Mr. Sanjeb Raj REGMI	Deputy Government Attorney			
4		Office of the Attorney General			
	サンジェブ・ラジュ・レグミ	検事総長府 検事			
	Mr. Gopichandra BHATTARAI	District Attorney			
5		District Government Attorney Office, Siraha			
	ゴピ・チャンドラ・バッタライ	シラハ地方検察庁 検事			
	Mr. Shankar Bahadur RAI	Deputy Government Attorney			
6		Office of the Attorney General			
	シャンカル・バハドゥル・ライ	検事総長府 検事			
	Ms. Sita SHARMA ADHIKARI	Assistant Government Attorney			
7		District Government Attorney Office, Kathmandu			
	シタ・シャルマ・アディカリ	カトマンズ地方検察庁 検事			

平成25年度日本・ネパール司法制度比較共同研究日程表

月日	曜日	9:40	13:40				備考	
8		入国		オリエンテーション		フリーディスカッション		
/	水			「共		「共同研	「究開始に当たって」	
21								
8		講義	講義	講義		講義		
/	木	「CJSJ警察」 「CJSJ檢察」		「CJSJ検察」		「CJSJ裁判」		
22								
8		講義	講義	講義		フリーディスカッション		
/	金	「CJSJ日本の証拠法」	「CJSJ矯正」	「CJSJ保護」		「CJSJ全般」		
23								
8 / 24	土							
8 24 8 25	日							
8		Ad hoc講義	Ad hoc講義					
/	月	「日本警察の野	見場鑑識活動」		「日本警察の	取調べ手法」		
26								
8		IP	公開講演	見学				
/	火	ネパール	「ネパールの検察, 証拠収集, 起訴状	科学警察研究所				
27			の現状」					
8		講義	講義	訪問·見学	訪問		見学	
/	水	「起訴状一本主義」	「起訴状の記載・総論1」 (模擬記録を使って)	東京地方検察庁	法務大臣	表敬訪問	法務史料展示室	
28			グループワーク					
8		講義	法務総合研究所(浦安)見学・講義					
/	木	「起訴状の記載・総論2」 (模擬記録を使って)	「捜査手法と証拠評価」 (模擬記録を使って)	「犯罪白書の意義」				
29								
8		グループワーク	グループワーク					
/	金	「起訴状の	「起訴状の記載・各論」					
30								
8 / 31 9 /	土							
	日							
9				見学・訪問				
/	月	「日本の法医学」		警視庁捜査支援分析センター				
2								
9		グループワーク		フリーディスカッション				
	火	「起訴状の	評価会					
3		ID.		ID.	46 In			
9		IP	IP	終了式		次企业十字版中四	帰国	
	水	日本(海保・	日本(検察)			資料整理		
4								

CJSJ: Criminal Justice System in Japan(日本の刑事司法制度)

Ad hoc : Ad hoc Lecture (国内講師)

IP: Individual Presentation(個人発表:第155回国際研修)